

## 1月25日協定締結に係る説明会におけるQ&A（薬局）

No.	質問	回答
1	先日、厚生労働省より「特定接種管理システム」の登録事業者として有効期限を更新するようにメールが届いた。特定接種であって、今回のご講演内容の「医療措置協定の締結」とは直接関連は無いと思うが、システムの更新した方が良いか。	<p>特定接種は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員や、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員に対して行う予防接種です。特定接種管理システムは、当該事業者を登録しておくシステムですので、下記留意点（国資料抜粋）をご確認の上、更新しておくことをお勧めします。</p> <p>①登録事業者には、新型インフルエンザ等発生時においても、医療の提供・国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施する努力義務が課される。（特措法第4条第3項）</p> <p>②実際の特定接種の対象、接種総数、接種順位は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において判断し、基本的対処方針によって決定されるため、厚生労働大臣の登録を受けたからといって必ずしも特定接種の実施対象となるわけではない。</p>
2	協定締結後にオンライン服薬指導が出来るようになった場合、再度届出するのか。	服薬指導において「訪問」のみを選択している場合は、変更の手続きが必要ですが、「オンライン」での服薬指導も選択していただいている場合は、手続き不要です。従いまして、電話等での服薬指導が可能な薬局においては、オンラインでの服薬指導についても協定を締結いただきますようお願いいたします。
3	使用する薬剤は事前に連絡もらえるか。また、市中に供給不足する場合はどうなるのか。	例えば、県内にまだ数例しか患者が発生していない時期等に、患者の症状等から必要となる薬剤の種類等の傾向はお示しできると思います。しかしながら、処方箋は医師が行うものであるため事前に使用する薬剤をお知らせすることは困難です。市中で供給不足となっていたり、貴薬局で在庫がない（取り扱いがない）等の場合など無理に依頼することは想定していませんので、対応可能な範囲でご協力をお願いします。
4	対応する患者の住所は自局の所在地のみか。	療養者の所在地に近い薬局へ依頼することを想定しています。
5	県外等の医療機関からの依頼は想定しているのか。	オンラインでの診療もあるため、県外の医療機関からの依頼もあり得ると考えます。

No.	質問	回答
6	服薬指導、配送の対応をする時間帯は想定されているか。	コロナ時は、営業時間外に依頼することもあり、対応いただいた薬局の負担になったと聞いていますので、次の感染症発生時に仕組みを構築する際には、できるだけ、薬局の営業時間内に依頼できるように組み立てたいと考えています。少なくとも夜中に服薬指導及び薬剤配送をしていただくことは想定していません。
7	各地の市薬が開設する会営薬局から薬が足りない場合の小分け等の仕組みをこの再検討してほしい。	未知の新興感染症の発生ですので、どのような薬が必要になるか現時点では予想がつかいません。実際に新興感染症が発生し、知見が集積した後、対応方法が公表されるものと考えますので、国や県からの情報を基に、地域薬剤師会が中心となり整理していただくことと考えます。 会営薬局からの分割販売の実施については、地域薬剤師会が運営しているものですので当会（県薬）として可否について指導・助言することはできないと考えます。 (回答：新潟県薬剤師会)
8	参加したいが、ガソリン代高騰も考慮してほしい。	事業所の損失にならないよう配慮します。
9	全ての日時に対応するのは難しいが、協定を結ぶ薬局は、事前に可能な日時を選択できると有難い。	ご質問のように対応可能な日時を選択していただく場合、地域ごとに当番薬局を決めていただく等の対応が必要と思われませんが、対応可能な薬局に限られるあるいは対応できる薬局がない時間帯が生じる、対応可能でも医師が処方した薬剤をおいていない等様々な支障が生じる可能性が考えられ、実現は困難と思われます。ただし、対応が不可能な日時において、無理に依頼することは想定していませんので、対応可能な範囲内でご協力をお願いします。
10	「医薬品の安全使用のための業務手順書」へ記載は必要か。	薬局は個々に作った手順書に基づいて業務を実施することが求められますので、記載いただくようお願いします。
11	他の薬局が閉局した後、営業している薬局に集中しないのか心配。	1つの薬局に負担が集中することがないよう、多くの薬局から協定の締結をしていただきますようお願いいたします。
12	すでに出ている質問に近いが、処方いただく薬剤のリストをある程度定めていただくことは可能か。 コロナ対応の際は処方医によって多種多様な薬剤が処方され対応できないと考えた薬局がそもそも参加しないといったこともあったように思う。	問3の回答のとおり

No.	質問	回答
13	2月末までの締切とのことだが、その後も随時受け付けてもらえるのか。	受付は随時可能ですが、次の感染症危機がいつ起こるかわからない中で、できるだけ早急に体制を整えたいため、早めの入力をお願いします。
14	コロナの時のラゲブリオのような薬を常備してなくても大丈夫か。	次の感染症がどのような病原体かわかりませんので特定の薬剤を常備していただく必要はありません。
15	長岡市街地にある薬局で、COV19対応で配達を受けていた。特に初期は、協力薬局が少く長岡市の北から南まで（旧長岡市ではないところまで）かなり広範囲の患者宅への配達をした。今後そうならないよう希望する。	新型コロナウイルス時の対応に改めて感謝申し上げます。 1つの薬局に負担が集中することがないように、多くの薬局から協定の締結をしていただきますようお願いいたします。
16	<p>■個人防護具の備蓄について</p> <p>令和3年や令和4年を通じた平均的な使用量で、とのことだが、当時対応したケースでは、ガウンや手袋を使用する対応は一時期だけに集中しており、その時期の2か月分使用量と、年間を通した使用量の2か月分とでは乖離が生じる。</p> <p>この備蓄数量について、「多い方がよい」「少ないとダメ」のような判断はされるのか。</p>	備蓄量については、令和3年、4年を通じた平均的な使用量で2か月分の設定をお願いしているところですが、その数量の多寡を問うことはありません。
17	「普段は【集中した時期2か月分】の備蓄まではしないが新興感染症等への対応が必要になったら他店から融通してもらって備蓄在庫を確保する」などといった対応はいかがか。グループ薬局全体で防護具を備蓄する、という対応でも可能か。	複数の薬局の必要な備蓄量をグループ内の1か所の薬局で備蓄することは可能です。その場合、協定書には、各薬局の必要な備蓄量を入力してください。